十　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）様式第一号（表面）、様式第三号（表面）、様式第四号（表面）、様式第五号（表面）、様式第六号（表面）、様式第八号（表面）、様式第九号（表面）、様式第十号（表面）、様式第十一号（表面）、様式第十一号の二（表面）、様式第十二号、様式第十三号（表面）、様式第十四号及び様式第十五号

十一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）別記様式（裏面）

十二　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

十三　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）様式第四号から様式第六号の二まで及び様式第十号

十四　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）様式第二号及び様式第三号

十五　年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）（表紙）

十六　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）様式第一号（表面）、様式第三号（表面）、様式第五号（表面）及び様式第七号（表面）

十七　環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）別記様式

十八　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十四年厚生省令第四十九号）（裏）

十九　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）別記様式（裏面）

二十　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第三及び様式第四

二十一　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）様式第十一号

二十二　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式（裏面）

二十三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）様式第一号、様式第二号（11ページ）、様式第四号（一）、様式第四号（二）、様式第四号（三）（裏）、様式第四号の二、様式第七号から様式第十一号（表面）まで、様式第十二号から様式第十四号（表面）まで、様式第十五号から様式第十七号（表面）まで、様式第十八号、様式第十九号（一）（表面）、様式第十九号（二）（表面）、様式第二十号（表面）、様式第二十一号（表面）、様式第二十二号（表面）、様式第二十三号（表面）、様式第二十四号から様式第二十六号（表面）まで、様式第二十七号（表面）、様式第二十八号、様式第二十九号、様式第三十号（裏面）、様式第三十一号、様式第三十二号、様式第三十三号（10ページ）及び様式第三十三号の二（3ページ）

二十四　水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）附則様式第一

二十五　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第一（裏面）及び様式第二から様式第四まで

二十六　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）様式第一号から様式第八号まで、様式第九号（裏面）の備考及び様式第十号から様式第十六号まで

二十七　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）様式第一号、様式第二号及び様式第三号（裏面）

二十八　特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）（表紙）

二十九　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）別記様式（表）

三十　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）別記様式及び附則別記様式

三十一　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）様式第三号、様式第五号及び様式第六号

三十二　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）別記様式（裏面）

三十三　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）様式第三号、様式第五号及び様式第六号

三十四　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）様式第二号（3ページ）、様式第三号（裏）、様式第四号（裏）及び様式第五号（裏）

三十五　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）様式第一（第十面）、様式第一の二（第五面）、様式第二から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第七から様式第十一まで、様式第十二（第四面）、様式第十三、様式第十四（裏面）、様式第十六、様式第十七（裏面）、様式第十八、様式第十九（裏面）、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二（第三面）、様式第二十四（裏面）、様式第二十五（第三面）、様式第二十六（裏面）、様式第二十七（裏面）、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十一及び様式第三十二

三十六　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）様式第一号、様式第二号、様式第三号（裏面）、様式第六号、様式第八号及び様式第九号（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第一面）、様式第一号の二（第一面）、様式第二号（表面）及び様式第三号（表面）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。